

公立大学法人島根県立大学内部監査実施要領

平成 20 年 3 月 6 日 理事長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、公立大学法人島根県立大学(以下「法人」という。)における業務の執行及び財務会計の妥当性を検証するために実施する内部監査について必要な事項を定めることにより、法人の経営目標の効果的な達成に資することを目的とする。

(監査)

第 2 条 監査は次の各号に掲げるものとする。

(1) 会計監査

財務諸表及び決算報告書等の記載内容と収入及び支出の内容とが、会計諸規程、会計基準及び関係法令に照らし適正に行われているかどうかを判断する監査をいう。

(2) 業務監査

次に掲げる業務の内容が確保されているかどうかを判断する監査をいう。

ア 業務の運営が、規程等を遵守し適正に行われていること。

イ 業務の運営が、法人の中期目標に沿って計画的かつ能率的に行われていること。

(監査の実施)

第 3 条 理事長は、監査の実施項目を定め、これにより監査をするものとする。

(内部監査人)

第 4 条 理事長は、法人の役職者以外の教職員の中から、内部監査人を指名する。

(監査の通知)

第 5 条 内部監査人は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ監査対象部局等の長に、その期日、内部監査人の役職、氏名その他必要な事項を通知しなければならない。

(内部監査人の職分)

第 6 条 内部監査人は、第 3 条に定める実施項目により、公正かつ厳格に監査をしなければならない。

2 内部監査人は、帳簿、書類等に基づき、又は実地に監査し、関係職員に回答を求めるとともに、関係資料等の提出を求めることができる。

3 内部監査人は、理事長の承認を受けた場合を除き、監査実施の結果知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(関係職員の立会義務等)

第 7 条 監査を受ける部局の関係職員は、会計監査人の行う監査に立ち会い、質問に回答するとともに、関係資料等の提出を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(監査の報告)

第8条 内部監査人は、監査報告書を作成し、関係資料を添付して理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、監査の結果を理事会及び法人監事に連絡するものとする。

(是正改善の措置)

第9条 理事長は、監査の結果、改善等の処置が必要と判断した場合には、関係部局等の長に対して業務の改善等を指示するものとする。

2 部局の長は、前項の規定による指示を受けたときは、直ちにその措置をとり、理事長に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この要領の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月6日から実施する。

附 則

この規程は、平成24年12月10日から実施する。

別記様式

監 査 報 告 書

公立大学法人島根県立大学理事長 様

主任会計監査人 ○○ ○○

公立大学法人島根県立大学内部監査人監査実施要領第8条に基づき、内部監査の結果について下記のとおり報告します。

記

監査項目	監 査 実	監査人氏名	監査結果及び改善提案
被監査部局名	施日		
1.			
2.			